

◎特定フィブリノゲン製剤及び特定血

液凝固第Ⅹ因子製剤によるC型肝炎

感染被害者を救済するための給付金

の支給に関する特別措置法の一部を

改正する法律

(平成二四年九月二四日法律第九一号(衆)

一、提案理由(平成二四年九月六日・衆議院本会議)

○池田元久君 たいだいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅹ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅹ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の請求期限を延長する等の措置を講じようとするものです。

その主な内容は、

第一に、原則として、本法の施行日から起算して五年を経過する日となっている給付金の請求期限を、十年を経過する日に改めること、

第二に、追加給付金の支給対象者について、給付金の支給を受けた日から起算して十年以内となっている要件を、給付金の支給を受けた日から起算して二十年以内に改めることです。

本案は、去る八月二十九日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものです。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

.....(略).....

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二四年九月七日)

○小林正夫君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅹ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

まず、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅹ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、C型肝炎感染被害者を救済するための特別措置法に基づく給付金の支給の請求の状況等に鑑み、給付金の請求期限を五年から十年に、追加給付金の対象となり得る期間を十年から二十年に、それぞれ延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長池田元久君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。